

現金保管金融機関の指定について

津地区合併協議会財務規程第 6 条第 2 項の規定により、協議会に属する現金を保管する金融機関を次のように定める。

平成 1 5 年 1 月 1 7 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

記

- |   |          |                  |
|---|----------|------------------|
| 1 | 現金保管金融機関 | 百五銀行本店営業部津市役所出張所 |
| 2 | 預金科目     | 普通預金             |
| 3 | 口座名義人    | 津地区合併協議会 会長 近藤康雄 |